

かすみがうら市議会総務委員会会議録

平成30年12月18日 午後2時41分 開 議

出席委員

委員長	川村成二
副委員長	櫻井繁行
委員	藤井裕一
委員	鈴木良道
委員	小松崎誠

欠席委員

出席説明者

副市長	横瀬典生
参事	山内美則
企画監	豊崎伴之

出席書記名

議会事務局	齋藤邦彦
-------	------

議 事 日 程

平成30年12月18日（火曜日）午後2時41分 開 議

1. 開 会
2. 副市長あいさつ
3. 事 件
 - (1) 旧牛渡・旧佐賀小学校施設活用事業について
 - (2) その他
4. 閉 会

開 議 午後 2時41分

○川村成二委員長

それでは、委員の皆様にはお忙しい中お集まりいただきまして、まことにありがとうございます。ただいまの出席委員は5名で、会議の定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。それでは、ただいまから総務委員会を開きます。

本日の日程に入ります前に、本日、副市長がご出席されておりますので、ご挨拶をいただきたいと思えます。

副市長 横瀬典生君。

○副市長（横瀬典生君）

まず、本日はお忙しいところ我々の関係でお集まりをいただいた、そういうご配慮をいただいたことに関しまして、感謝申し上げます。何とぞよろしく申し上げます。

きょう報告する内容は非常に残念なことでありますが、旧佐賀小、牛渡小の事業、廃校活用について、NIPPON ACADEMYのほうが精力的にやってきたわけでございます。ここに来まして、非常に経営上の問題、生徒の募集等で不足が見込まれてしまうということで、断念したい旨がございました。それらについて、非常に遺憾ではございますけれども、実態としてはそういう結果になってしましまして、大変申しわけなく思っております。

ついては、その内容を本日はご報告をさせていただいて、そして、まずはその対応について行政側がどういうふうを考えているかもあわせてお話申し上げます。その上できょうはご意見を賜りまして、よりよい方向に行きますようにご指導いただければと思っております。どうぞよろしく申し上げます。

この後、山内そして豊崎からそれぞれ説明する内容でございますので、よろしく申し上げます。資料については、当面まとめたものがございますので、それについて説明をさせていただきます。

どうぞよろしく申し上げます。ありがとうございます。

○川村成二委員長

ありがとうございました。

それでは、書記を指名します。議会事務局齋藤係長を指名いたします。

本日の日程は、お手元に配布いたしました会議次第のとおりであります。

なお、本日の事件に関する資料につきましては、お手元のタブレット端末でごらんになれますので、ご活用くださいますようお願い申し上げます。

それでは、早速本日の日程事項に入ります。

- (1) 旧牛渡・旧佐賀小学校施設活用事業についてを議題といたします。

それでは、説明を求めます。

参事 山内美則君。

○参事（山内美則君）

本日はお忙しい中開催をいただきまして、大変ありがとうございます。

また、時間も早めていただきまして、どうもありがとうございます。

本日の案件につきましては、旧牛渡、旧佐賀小学校の施設の活用事業についてでございます。

このことにつきましては、前回 10 月の当委員会におきまして、廃校施設全体の活用状況とあわせまして、進捗状況の報告をさせていただいているところでございます。

旧佐賀小学校につきましては、学校法人 NIPPON ACADEMY、こちらが茨城県からの学校設置認可を本年度中に見込める状態になったということで、この法人と 3 月までの準備期間の貸し付け契約の締結をいたしまして、来春の専門学校の開校を目指して準備を進めていたところでございました。

しかし、今月に入りまして、突然なのですが、佐賀小学校、牛渡小学校、両方を活用した専門学校の開校を断念するという大変残念な知らせを受けた次第でございます。

前回の委員会の中でも話題になっておりましたけれども、当市の観光の施策との連携方策をかなり前向きにいろいろな提案をいただいております。実は 12 月 7 日の理事長が来庁したときに、その観光施策との連携を市長に説明したいということで予定をとっていたところでした。その予定が急遽、替っておわびの挨拶ということになってしまったということでございます。

資料の中段ほど、事業を断念する理由の記載がございます。この内容は、ほぼ法人からの申し出書の原文を抜き出したものでございます。

まず 1 つ目として、留学生の募集状況が悪化をして、旧佐賀小学校を利用する専門学校の開校のめどが立たなくなってしまうというようなことでございます。

群馬県の高山村というところに開校した 2 校目の高山校につきましては、11 月に入って極端に生徒が集まらなくなったという状況で、現在おもてなし学科が 5 名、調理学科が 15 名とクラス編成もできない状況であるという報告を受けております。そのため、3 校目でありますかすみがうら東校にも生徒が集まらない状況が予想されるということでございまして、やむなく断念という法人側の経営判断によるものでございます。

このことは、東京入管のほうの在留資格審査、この審査が特に厳しくなっております。東南アジア系のネパール、スリランカ、インドネシアなどの留学生の在留審査の合格率が 1 割以下に激減してしまっているというような状況があるようでございます。お手元に新聞記事の写しをお配りしておりますが、これらの記事から、読みますと、その原因としては、不法就労にかかわる留学生の影響で資格審査が厳しくなったのではないかとというようなことが記載されております。

また、もう一つといたしましては、先日まで連日報道されておりましたように、国において出入国管理難民認定法、入管法という法律があるんですが、こちらが改正をされまして、来年 4 月から新たな在留資格が 14 業種に拡大されるということが言われております。就労を目的とする外国の方々にとりましては、一定程度の技能と日本語を話せれば、留学生としてではなく、今回の特定技能 1 号として単純労働に従事することができるということになるということでございます。このため、労働者ではなく留学生として日本へ入国する人が減ってしまう可能性が大きいということが理由ということでございます。

このようなことで、学校法人の清水理事長が来庁をしまして、期待を裏切ることになってまことに

申しわけないということで、直接辞退の申し入れがございました。

次に、今後の事務処理ですが、昨日法人から文書によりまして活用辞退、契約解除の申し出を受けました。今後の対応といたしましては、まずこれに応じまして、双方の合意による解約の事務手続を進めたいと思っております。また、地元及び市議会議員の皆様への対応としましては、直接文書によるお知らせを考えております。これまでお世話になりました地区の区長さんであるとか、公民館関係の役員の方々及び市議会議員の皆様へ、個別になるべく早急に年内をめどに文書の送付をさせていただきたいと思っております。その後で、地元の方々へは今間に合う範囲の1月の上旬ぐらいの回覧文書、これによる周知ということで考えております。地元では、8月の牛渡まつりに留学生たちが参加していただいたことなどもありまして、大きな期待を寄せておられたと思いますので、その点十分配慮をして進めていきたいと考えております。

なお、事業者側では幸いまだ校舎の改修工事には入っておりませんでしたが、電話回線を引き込んでいたり、備品類を一部搬入したりしておりましたので、これらの撤去と、もう一つ、貸与している図面等がございましたので、これらの返却を見込みまして契約の解除の日の調整を図りながら、再度の募集に向けた準備を進めたいと思っております。次の活用事業者を選ぶ際には、企業誘致という面からも、担当課と連携をとりまして積極的に働きかけることも必要なのではないかと考えているところでございます。

契約状況の細部について、この後豊崎のほうからご説明を申し上げます。

○川村成二委員長

企画監 豊崎伴之君。

○企画監（豊崎伴之君）

それでは、学校法人NIPPON ACADEMYと結んでおります施設の使用貸借や貸し付けの契約の概要と契約上の契約解除の取り扱いについて、説明をさせていただきます。

9月11日付で契約書の締結をしまして、貸し付け期間は9月19日から本年度の3月31日までということで、資料の1番のほうに概要としてありますように、今回の期間につきましては、今後の学校としての利用を想定したその準備のための期間ということで、無償の使用貸借契約を結んでいるものでございます。貸付料は今回の期間については無償ですけれども、契約保証金としまして、今後予定している賃料の半年分ということで120万円をお預かりしているような状況になってございます。

その中で、施設の使用上の注意であるとか、諸費用の負担、それから改修工事に当たっての留意事項などを契約の中で盛り込んでおりまして、契約の解除につきましては、例えば先方が差し押さえ処分を受けたとか、破産手続が開始したとか、そういった資格上の問題、あるいは信用を失墜させるような事実があったようなとき、そういったときや、あとは天災、地変、そういったものを基本的な契約解除の事由としておりまして、そのほかとしまして、何らかの理由により本契約の履行が困難となった場合、書面により協議をして承認を得られた場合に限り解除することができるというふうにされてございます。この場合、契約保証金の取り扱いについては双方の協議により定めるということとなっております。そういったことで契約が解除となった場合には、直ちに明け渡しをしなければならないというような契約の内容になっています。

また、損害賠償の規定としましては、施設への損害であるとか、施設への来訪者等への損害に関する賠償責任のあり方について規定をした契約になってございます。

今回の解除の申し出に当たりましては、先方の事由を踏まえまして市でも解除という判断に至ったわけですけれども、契約保証金につきましては、契約上の内容に直接反したというような内容ではな

いので、特にこれを市のほうに帰属するというようなことは考えておりませんで、諸費用、電気料であるとか施設の保守点検委託料、そういったものを市が今年度分一旦立てかえて払っておりますので、そういったものを納入していただいて、そういった債権、債務関係の整理ができましたら、契約保証金は返還するというようなことで進めていきたいというふうに考えております。これら解除に当たってのそういった取り決めにつきましては、契約解除の合意書ということで条件を明記して、双方了解の上契約を解除するというような手続で進めていきたいと思っております。

また、解除に当たりまして、市の実質的な損害というのは、職員の人件費であるとか、打ち合わせに往復した旅費とか、そういった人的な部分で、物件費的な支出がございませんでしたので、特に求めるというような考えは持ってございません。

以上でございます。

○川村成二委員長

以上で、説明が終わりました。

ただいまの件につきまして、ご質問等ございましたら挙手の上ご発言をお願いいたします。

ございませんか。

暫時休憩します。

休 憩 午後 2時57分

再 開 午後 3時02分

○川村成二委員長

それでは、再開いたします。

ご質問等ございませんか。

藤井委員。

○藤井裕一委員

これ相手がいることであって、相手がどうしようもないというような状況では、我々からはどうすることもできない状況であるけれども、この契約を解除したということについては、地元住民の人は大変な期待を持っていたわけですから、もちろん区長さんなんかは本当に喜んでいたような状況の中で、こういう状況になったことは事細かく連絡をしていただき、あと住民に対しても何らかの通達をしていただかなければならないのかなというふうに思います。どうでしょうか。

○川村成二委員長

参事 山内美則君。

○参事（山内美則君）

その辺はよく細かく地元の方にも十分配慮して進めたいと思います。

大変歓迎ムードであったということで、それを、期待に沿えないということで、我々も大変残念なところではあるんですが。

○川村成二委員長

先ほどの説明では、説明を文書という言い方をされておりましたけれども、今の地元の藤井委員の発言ですと、丁寧な説明が必要なのかなということですが、その辺についての対応についても、もう少し丁寧な説明をする取り組みということについての考えはお持ちではないですか。

○川村成二委員長

参事 山内美則君。

○参事（山内美則君）

説明会をしようかという案もあったんですが、余りいい話ではなく、説明をするにしても、言いわけで終わってしまうのではないかというようなところもありまして、説明会までは開くことはしないでいいかなというような結論には至ったんですが。

○川村成二委員長

櫻井委員。

○櫻井繁行副委員長

要は今後の対応が一番大事だと思います。藤井委員がおっしゃるように、地元感情をやっぱり最優先しなければいけないですし、そういうところ、やっぱり説明会を開くというところでは確かに言いわけがましくなってしまうところもあると思いますし、事実関係をしっかりと把握するというところでも難しいところがあるのかもしれませんが、ただ、そうはいつでも、地元関係者の方々に対しては、何人いらっしゃるか僕は承知をしておりますが、やはり書面1枚で通達を出すというのではちょっとドライすぎるのかなという感じはしますので、ぜひ参事、企画監、ぜひその方々のお宅に足を運んで、書面渡しながら経緯を説明し、今後もしっかりと市としても対応していくというところの誠意を見せることが大事なような気がいたしますが、いかがでしょうか。

○川村成二委員長

参事 山内美則君。

○参事（山内美則君）

ただいまご意見いただきましてありがとうございます。

私どもも先ほど申し上げましたように、説明会等をやると本当に謝罪会見のようになってしまって、余り印象もよくないという思いもありますので、今櫻井委員がおっしゃられたように、地元の公民館関係の役員の方々には最初の説明会からお世話になっておりますので、そちらに足を運んで説明をしてまいりたいと思います。

○川村成二委員長

小松崎委員。

○小松崎 誠委員

それに関連してね、スピードが大事だと思います。年が明けると、各自治会で新年会、次の役員の改選も含めて、やるところが大半なんです。そこで、ある程度は周知徹底ができればいいのかなと思うわけですね。ですから、もう年内には動いて、来年の新年度に向けての会合に皆さん周知徹底ができるような形をとれば早いんじゃないかなと、周知がね。それを望みます。いかがでしょうか。

○川村成二委員長

参事 山内美則君。

○参事（山内美則君）

大変貴重なご意見ありがとうございます。

今年中に、年末までには動きたいと思いますので、よろしく願います。

○川村成二委員長

鈴木委員。

○鈴木良道委員

私も小松崎委員の意見と同様で、やっぱり説明会というのは、感情的にちょっとやっちゃうと、いい話で進んでいるんであれば話がわかるんですよね。すると、こういう結果になって、説明会やって

も、何だ、役所何やっているんだとこう必ずこう向いていくと思うんですよね。だから、私は説明会じゃなくて、山内参事が、ちょっと区長さんのところに行って説明というような、そのほうが私もいいと思いますよ。

○川村成二委員長

参事 山内美則君。

○参事（山内美則君）

貴重なご意見ありがとうございます。そのように対応したいと思います。

よろしく願いいたします。

○川村成二委員長

そのほか質問ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○川村成二委員長

それで、先ほど今後の再募集に向けて準備を進めるということで、積極的に取り組んでいくという話がありましたけれども、具体的なスケジュール等、何か試案があればご説明いただきたいと思いますがいかがでしょうか。

参事 山内美則君。

○参事（山内美則君）

こちらは、再募集という手続を当然踏まなければならないという考えではいるんですが、募集ということになりますと、受け手側でこちらで待っているような形になってしまいますので、今まで2年近く調整をしてきまして、その期間の話もありますので、なるべくこちらから、企業誘致の部署のほうにも企業関連で進出したいというような情報がちらほら来ておりますので、そちらとも調整をしながら、積極的に持ちかけていきたいと思っております。

○川村成二委員長

そのほかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○川村成二委員長

それでは、ご質問等もないようですので、執行部の皆様は退席願います。

暫時休憩いたします。

休 憩 午後 3時08分

再 開 午後 3時13分

○川村成二委員長

会議を再開いたします。

以上で本日の日程事項は全て終了いたしました。そのほか何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○川村成二委員長

ここでお諮りいたします。

委員会会議録作成の件ですが、委員長に一任いただきたいと思います。存じますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○川村成二委員長

ご異議なしと認め、さよう決定しました。
以上で本日の総務委員会を散会いたします。
ご苦労さまでした。

閉 会 午後 3 時 1 4 分

かすみがうら市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

総務委員会委員長 川 村 成 二